

●時間外保育（延長保育）、一時預かり保育等の特別保育料金について

- ・時間外保育（延長保育）料金 15分までごとにつき 80円
- ・一時預かり等保育料金 1時間までごとにつき 300円

問寒別へき地保育所

- ・定員：30名
- ・対象児童：小学校入学前の児童（ただし、2歳未満の児童を除く）
- ・入所事由：保護者の就労等により家庭で保育できない場合
3歳以上児については集団生活の経験をさせたい等の場合
- ・保育時間：月曜日～金曜日（8時00分～15時30分）
（延長を希望される方は17時15分まで）
- ・休所日：土曜日・日曜日、国民の祝日、年末年始

●入所申し込みについて

入所事由により就労等の証明書類を添えて、問寒別へき地保育所に提出してください。

様式は問寒別へき地保育所に来所して入手いただくか、幌延町ホームページからPDF（支給認定申請書兼現況届出書）を印刷してご使用ください。

●問寒別へき地保育所の保育料について

保育料徴収基準額表

各月初日の保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分			徴収基準額 (月額) 円	
階層区分	定	義		
A	生活保護法による被保護世帯		0	
B	A階層を除き、当該年度分（4月から8月までにあつては、前年度分。以下同じ。）の町民税非課税世帯		2,500	
C	1	A階層を除き、当該年度分の町民税課税世帯のうち、調整後所得割課税額が次の区分に該当するもの	48,600円未満	6,600
	2		48,600円以上 97,000円未満	10,500
	3		97,000円以上 169,000円未満	11,300
	4		169,000円以上	12,900

- ・保育料は町民税の所得割額を基に階層区分が設定されます。
なお、平成31年4月分から8月分までは前年度の所得割額、9月分以降は当該年度により算定します。

●多子軽減について

- ・問寒別へき地保育所を同時に利用する最年長から順に、2人目以降は基準額の半額になります。

※保育料は幌延町のホームページ上のPDF（利用者負担額 保育料）からもご確認いただけます。

お問い合わせ先：認定こども園 電話・告知端末機：5-1254

（認定こども園、問寒別へき地保育所についてのお問い合わせは、認定こども園でお受けしています）